

業務委託仕様書

1 事業の名称

県内企業データベース「みえの企業 まるわかり NAVI」掲載拡充事業 業務委託

2 目的

三重県産業支援センター（以下「委託者」という。）では、「地域活性化雇用創造プロジェクト（以下「地プロ）」という。）において、県内企業の人材確保や定着を継続的に支援しているところであり、それらの取り組みの実効性を一層向上させるために、県内企業の認知度向上に取り組んでいるところである。

県内には、オンリーワンの技術や同業他社にはない独自性のあるサービスを持つなど魅力を有する企業が数多く存在するものの、十分にその存在が知られていないのが実情である。このため、三重県内の企業（以下「県内企業」という。）の魅力をデータベース化し、情報発信することで、求職時の参考となり、希望にかなった県内企業への就職につなげ、若年層の地元定着やU I J ターンの促進を通じた「県内在住者の流出抑制」や「県外在住者の流入促進」を図る。

3 委託期間

契約日から令和4年1月31日（月）

4 委託業務内容

上記2の目的のため、(1)～(3)の事業を行うものとする。

(1) 県内企業データベースに掲載するための企業取材とデータ作成

県内企業に就職する可能性がある若年求職者（U I J ターンを含む。）に対して情報発信を行うために、県内企業を取材する。

この取材内容をデータ化し、県内企業の魅力を発信するデータベース「みえの企業 まるわかり NAVI」に掲載する。詳細は次のとおりとする。

(ア) 取材企業について

原則として現地取材を行うこととし、ウェブサイトに掲載する対象企業数は50社以上とする。

なお、対象企業は、次のすべての条件を満たす企業とする。

- ① 三重県内に本社または事業所を有する企業
- ② 労働基準法、雇用保険法その他関連法令を遵守している企業
- ③ 今後、若年求職者の採用を希望する企業
- ④ 地プロのプロジェクト賛助会員企業（以下「賛助会員企業」という。）または、賛助会に入会していただける企業
- ⑤ 地域活性化雇用創造プロジェクト対象業種の企業（別表）

(イ) 企業選定について

上記対象企業から委託者が選定し、受託者に情報提供する。企業との取材に関する日程調整については受託者において行う。

(ウ) 具体的な取材内容について

県内企業を直接取材し、若年求職者の関心が強い企業の魅力や情報（例：経営方針、社風、キャリア形成イメージなど）を聞き取る。

経営者や人事担当者、若手社員などを対象に取材を行い、県内企業に就職する可能性がある若年求職者に対して、企業への理解を促進するような内容とすること。

○主な取材項目

- ① 企業概要、理念、方針等
- ② 先輩社員からのエール（就職を決めた理由、仕事のやりがい、これからの目標等）
- ③ 人事担当からのメッセージ（自社の強み、求める人物像、これからの事業目標等）
- ④ インターンシップ受入情報（具体的な業務、日数、実施成果等）
- ⑤ 会社基本情報（本社所在地、事業内容、設立年、資本金、従業員数、売上高、平均年齢、平均勤続年数、休日・休暇制度、アクセス、採用窓口、採用実績、URL）
- ⑥ 企業のPRポイント など

(2) データベースへのデータ掲載作業と情報発信

上記（1）（ア）で実施した取材に基づきデータベース化し、以下の方法で情報発信を行う。

(ア) 取材企業のページ作成

県内企業の魅力や人材活用等の情報を発信するために、「みえの企業まるわかりNAVI」のフォーマットを活用して情報発信を行う。（別紙 フォーマット参照方）

※参考 URL <http://www.oshigoto.pref.mie.lg.jp/kigyonavi/>

次の掲載スケジュールに基づき、ウェブサイトに段階的に情報を掲載する。

なお、ウェブサイトの作成にあたっては委託者指定のシステムを使用することとし、ウェブサイトへの掲載方法については、所定のフォーマット及び委託者が提供するマニュアルによることとする。

○掲載スケジュール

期 日	掲載企業数（累計）
令和3年10月29日（金）まで	計 15社以上
令和3年11月30日（火）まで	計 30社以上
令和3年12月28日（火）まで	計 40社以上
令和4年 1月20日（木）まで	計 50社以上

(イ) 情報発信

まるわかりNAVIウェブサイトへ新規分の企業名を掲載すること。

(3) アクセス数のカウント

掲載済企業も含め、すべての企業へのアクセス数を個別にカウントする。

5 納品物件

本業務における納品物件は次のとおりとする。

なお、各納品物品の提出方法は別途指示する。

- ア データベース作成にあたっての一切のデータ
- イ 情報発信に用いた広報媒体のデータやコピー等
- ウ その他、委託者が指示するもの

6 実績報告書の提出

本業務が完了した時は、業務の実績を取りまとめた報告書（任意様式）を作成したうえで、支出証拠書類や業務日報等を添えて契約期間内に提出することとする。

提出にあたって報告書についてはデジタルデータ一式と紙ベース2部、支出証拠書類等については紙ベース2部を提出することとする。

なお、実績報告書には下記の（1）①～⑤の内容と事業効果、課題を取りまとめて盛り込むこと。

（1）委託業務実施報告書

- ①事業の概要
- ②委託事業の実施期間
- ③委託事業の事業費及び人件費
- ④事業従事者の業務日報
- ⑤業務委託仕様書の事業内容に係る実施報告

（2）収支決算書

（3）その他必要と思われる資料として指示するもの

※本業務の関連書類については、事業完了後5年間保存しなければならない。

7 契約上限額

2, 783, 000円（消費税及び地方消費税を含む。）

8 委託費

（1）委託費の支払い

契約金額を上限として、委託業務の実施に際して実際に委託者が支出した額を支出証拠書類や業務日報等で確認した後、委託費の金額を確定し支払を行う。委託費は、委託業務が完了後、委託者による履行確認が行われた後に支払うものとする。ただし、本業務を実施するにあたり、必要がある場合は、協議のうえ、概算払いをすることができるものとする。

（2）経費算定上の留意事項

本事業の対象となる事業費は、本事業を実施するために必要な経費のうち、受託者の通常業務と区分して計上することが可能な経費とする。また、見積書の作成にあたっては、以下の事項に留意し、人件費、事業費及び消費税等がわかるように区分して作成するものとする。

①本事業実施に係る経費については、契約上限額・区分(人件費、事業費、消費税等)・科

目(*P6-7)・積算内訳の別で、具体的に計上する。なお、各経費は消費税等抜きの額を記載し、総事業費に一括して消費税等を計上するものとする。消費税は100分の10とする。

②積算内訳には、内訳毎に積算根拠(単価、数量等)を示しながら積み上げること。

③計上できる経費は、契約期間中に執行するものだけであり、契約期間前後の経費は計上できない。

④受託者の人件費は、原則として時間単価に事業従事時間数を乗じたものとし、時間単価は健保等級証明書(給与明細書)に基づき等級単価一覧表から算出する。しかしながら、条件を満たす場合(*P12)は受託者単価、また出向者等の場合は実績単価計算(*P11)での算出も可能とする。

⑤受託者の社会保険料の算定は17%以下とする。しかしながら、受託者単価あるいは実施単価計算を選択した場合は対象外とする。

*これに限ったものではないが、「経済産業省大臣官房会計課 委託事業事務処理マニュアル令和3年1月」参照のこと

https://www.meti.go.jp/information_2/downloadfiles/2021_itaku_manual.pdf

本業務にかかる一切の経費については、証拠書類を整理しておく必要があるため留意されたい。不備がある場合は、本業務に要した経費として認定されないことがある。なお、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト事業は雇用保険料を財源としているため、雇用保険法の被保険者でない学生等に対する人件費や旅費等の支出は認められないものとする。

(3) 委託費の返還

受託者が委託契約の内容又はこれに付した条件に違反した場合は、契約の一部又は全部を解除し、委託費の支払い停止若しくは既に支払った委託費の額の一部又は全部を委託者に返還しなくてはならない。また、上記により契約を解除した場合は、損害賠償又は違約金を求める場合がある。

9 受託上の留意点

(1) 委託者は、必要に応じて実地及び書面による検査を実施することができるものとする。

(2) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。

(3) 本業務により発生した成果物の所有権は、引き渡し完了したときに委託者に移転するものとし、成果物のうち新規に発生した著作物の著作権(著作権法第21条から第28条までに規定する権利で、第27条及び第28条に定める権利を含む。以下「著作権」という。)及び成果物のうち委託者又は受託者が受託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、委託費の支払いが完了したときをもって委託者に譲渡されるものとする。また、受託者は著作権を譲渡した著作物に関して、著作人格権を行使しないものとする。

- (4) 業務の遂行において疑義が生じた場合は、委託者と協議し、その指示に従うこと。
- (5) 本委託業務で取得した個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守するものとする。
- (6) 受託者は、委託業務を行うにあたり業務上知り得た秘密を他に漏らし、または自己の利益のために利用することはできない。委託業務終了後も同様とする。
- (7) 受託者は、委託業務の実施にあたり、第三者に対し損害を生じさせ、または第三者との間で紛争が生じた場合には、自己の責任と負担において当該問題を解決し、解決後委託者に対して求償しないものとする。ただし、当該損害ないし紛争が、委託者の責めに帰すべき事由による場合はこの限りではない。
- (8) 委託者は、受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとする。
- (9) 不当介入に係る通報等の義務及び義務を怠った場合の措置
- ① 受託者が契約の履行にあたって暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとする。
 - ア 断固として不当介入を拒否すること。
 - イ 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - ウ 発注所属に報告すること。
 - エ 契約の履行において、暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等による不当介入を受けたときことにより工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。
 - ② 委託者は、受託者が①イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じる。
- (10) 受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律を遵守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応するものとする。
- (11) 受託者は、委託者の承認を得ないで委託業務の全部又は一部を第三者に委託してはならない。ただし、あらかじめ再委託の相手方の住所、氏名、再委託の内容等について記載した書面を委託者に提出し、承認を得た場合はこの限りではない。再委託の内容を変更しようとするときも同様とする。
- (12) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、委託者と協議して実施するものとする。

(13) 取材の進捗状況等について、委託者からの報告依頼を受けた場合は速やかに対応すること。

(14) 担当部局

〒514-0004 三重県津市栄町1丁目891

公益財団法人三重県産業支援センター

事業部 経営支援課 雇用人材担当

地域活性化雇用創造プロジェクト 岡

電話 059-253-1260 FAX 059-253-1262

Eメール chipro@miesc.or.jp

別表)

地域産業活性化コース

対象業種
ア 食・観光関連産業 食料品製造業(09)、飲料・たばこ・飼料製造業(10)

地域雇用活性化コース

対象業種
イ 自動車関連産業 輸送用機械器具製造業(31)、繊維工業(11)、家具・装備品製造業(13)、化学工業(16)、石油製品・石炭製品製造業(17)、プラスチック製品製造業(18)、ゴム製品製造業(19)、鉄鋼業(22)、非鉄金属製造業(23)、金属製品製造業(24)、はん用機械器具製造業(25)、生産用機械器具製造業(26)、業務用機械器具製造業(27)、電子部品・デバイス・電子回路製造業(28)、電気機械器具製造業(29)、情報通信機械器具製造業(30)、技術サービス業(74)、自動車整備業(89)
ウ 食・観光関連産業 飲食料品小売業(58)、宿泊業(75)、飲食店(76)、木材・木製品製造業(12)、パルプ・紙・紙加工品製造業(14)、印刷・同関連業(15)、なめし革・同製品・毛皮製造業(20)、窯業・土石製品製造業(21)、その他の製造業(32)、電気業(33)、鉄道業(42)、道路旅客運送業(43)、道路貨物運送業(44)、倉庫業(47)、運輸に附帯するサービス業(48)、各種商品小売業(56)、織物・衣服・身の回り品小売業(57)、その他の小売業(60)、無店舗小売業(61)、持ち帰り・配達飲食サービス業(77)、洗濯・理容・美容・浴場業(78)、その他の生活関連サービス業(79)、娯楽業(80)、その他の事業サービス業(92)
エ 情報関連産業 情報サービス業(39)、通信業(37)、放送業(38)、インターネット附随サービス業(40)、映像・音声・文字情報制作業(41)

※ 備考：()の数字は日本産業分類の中分類番号

※ この事業を利用することができる企業は、上記業種に該当する企業であって、三重県地域活性化雇用創造プロジェクト参加企業として登録されている企業とする。